

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大西 一 史

### 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2及び第204条並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項の会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与の種類)

第2条 会計年度任用職員の給与は、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とし、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬及び期末手当とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、会計年度任用職員給料表(別表第1)に定めるところによる。

2 前項の会計年度任用職員給料表中、医療職員給料表の欄は保健所等の医師及び歯科医師であるフルタイム会計年度任用職員について、行政職員給料表の欄(以下

「行政職員給料表」という。)はそれ以外のフルタイム会計年度任用職員について適用する。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員(行政職員給料表の適用を受ける者に限る。次項において同じ。)の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを行政職員給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表(別表第2)によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い、任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の支給等)

第6条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号。以下「一般職給与条例」という。)第5条から第8条まで、第11条、第14条、第15条、第17条から第19条まで、第21条から第23条まで及び第25条から第27条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる一般職給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条及び第21条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく	任命権者が定める
第19条	時間外勤務代休時間(	時間外勤務代休時間に準ずるものとして任命権者が定める時間(
	勤務時間条例第9条第1項の規定	任命権者が定めるところ
	勤務時間条例第8条に規定する	任命権者が定める
	勤務時間条例に規定する	任命権者が定める有給の
第21条	勤務時間条例第5条の規定によ	任命権者が定めるところ

第3項	り、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条	
第22条	勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき	任命権者により
	勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく	任命権者が定める
第27条 第1項	医療職員給料表	熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第1医療職員給料表の欄

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第7条 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対し、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者を同じくするものに限る。次項において同じ。)の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を基準として人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。

5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフル

タイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額とする。

6 一般職給与条例第30条の2及び第30条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第8条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

4 前3項の「基準月額」とは、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 前3項に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の複雑、困難及び責任の程度に基づき第3条から第5条までの規定を適用したならば得られる額

(2) 前号に規定する場合において、当該パートタイム会計年度任用職員に一般職給与条例の適用があると仮定したときに、一般職給与条例第11条の規定による地域手当又は一般職給与条例第14条の規定による初任給調整手当が支給される職員に該当するときは、これらの規定により算定したこれらの手当の額

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第9条 パートタイム会計年度任用職員が熊本市職員特殊勤務手当支給条例(昭和28年条例第22号)別表第1又は別表第2に定める勤務に従事したときは、同条

例の例により算定した特殊勤務手当の額に相当する報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第10条 パートタイム会計年度任用職員ごとに定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた当該パートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでな

い。

- 4 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第11条 次の各号に掲げる日のいずれかに勤務したパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）
- (3) 祝日法による休日又は年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合におけるこれらの日に代わる代休日

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、祝日法による休日又は年末年始の休日に勤務することを命ぜられた勤務時間（同項第3号に規定する代休日の基礎となった勤務時間を含む。）に相当する時間を他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員に係る当該勤務時間に対しては、同項に規定する休日勤務に係る報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第12条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)

第13条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき、6,700円(保健所等の医師又は歯科医師であるパートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務にあつては、21,000円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額の報酬を支給する。

2 前項の勤務は、前3条に規定する勤務には含まれないものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給等)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、人事委員会規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 一般職給与条例第5条の2、第7条及び第25条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第15条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第8条第1項の規定により算定して得た額に12を乗じて得た額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度における祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日及び土曜日に当たる日を除く。)の勤務時間(当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間をいう。)を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第8条第2項の規定により算定して得た額を当該パートタ

イム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第8条第3項の規定により算定して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第16条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。ただし、次に掲げる場合に勤務しないときは、この限りでない。

(1) 第11条第1項各号に掲げる日である場合

(2) 有給の休暇による場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が定める場合

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第17条 任期の定めが6箇月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員には、期末手当を支給する。

2 第7条の規定は、前項のパートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給について準用する。ただし、日額又は時間額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当基礎額の算定については、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

(休職者の給与)

第18条 一般職給与条例第32条の規定は、会計年度任用職員が休職にされた場合における給与の支給について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項」とあるのは「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第50号)第2条の2」と、「満2年」及び「満1年」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期」と、「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び」とあるのは「給料及び地域手当(パ

ートタイム会計年度任用職員にあっては、その月における報酬の総額のうちこれらに相当する額)並びに」と、「給料、扶養手当、地域手当及び住居手当」とあるのは「給料及び地域手当(パートタイム会計年度任用職員にあっては、その月における報酬の総額のうちこれらに相当する額)」と読み替えるものとする。

(特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第19条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性その他特別の事由を考慮し特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、一般職給与条例の適用を受ける常勤の職員(以下「常勤職員」という。)との権衡及びその職務の性質等を考慮して任命権者が定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第20条 パートタイム会計年度任用職員が一般職給与条例第15条第1項各号に規定するいずれかの事由に該当するときは、その通勤に要する費用を弁償する。

2 一般職給与条例第15条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による費用の弁償について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第21条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、当該旅行に要する費用を弁償する。

2 前項の規定による費用の弁償は、熊本市職員等の旅費支給に関する条例(昭和33年条例第22号)別表第1に規定する区分(3号区分に限る。)の適用を受ける常勤職員の例による。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### 別表第1(第3条関係)

#### 会計年度任用職員給料表

給料表の種類	行政職員給料表	医療職員給料表
--------	---------	---------

職務の級	1 級	2 級	1 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	143,700	193,300	247,900
2	144,900	195,100	250,400
3	146,100	196,900	252,900
4	147,300	198,700	255,400
5	148,500	200,500	257,600
6	149,700	202,300	261,400
7	150,900	204,100	265,200
8	152,100	205,900	269,000
9	153,300	207,700	272,600
10	154,500	209,500	276,600
11	155,700	211,300	280,600
12	156,900	213,100	284,600
13	158,100	214,700	288,400
14	159,300	216,500	292,400
15	160,500	218,300	296,300
16	161,700	220,100	300,200
17	163,200	221,800	303,900
18	165,200	223,600	307,500
19	167,200	225,400	311,000
20	169,000	227,200	314,600
21	170,800	228,900	318,200
22	173,300	230,700	321,900
23	175,800	232,500	325,400
24	178,300	234,300	328,900
25	180,800	235,900	332,400
26	182,600	237,400	335,200

27	184,400	238,900	337,800
28	186,200	240,400	340,400
29	188,000	241,800	343,200
30	189,700	243,300	345,300
31	191,000	244,800	347,500
32	192,200	246,300	349,900
33	193,000	247,700	352,100
34	194,500	249,200	354,500
35	196,000	250,700	356,700
36	197,500	252,200	359,200
37	198,900	253,600	361,400
38	200,400	255,100	363,800
39	201,900	256,600	366,200
40	203,400	258,100	368,400
41	204,600	259,500	370,700
42	205,800	260,500	372,100
43	207,000	261,500	373,600
44	208,200	262,500	375,000
45	209,300	263,500	376,200
46	210,500	264,500	377,600
47	211,700	265,500	379,100
48	212,900	266,500	380,600
49	214,100	267,400	381,700
50	215,100	268,400	382,700
51	216,100	269,400	383,700
52	217,100	270,400	384,500
53	218,100	271,400	385,400
54	218,900	272,400	386,300
55	219,900	273,400	387,000
56	220,900	274,400	387,900

57	221,800	274,900	388,600
58	222,800	275,400	389,500
59	223,800	275,900	390,300
60	224,800	276,400	391,100
61	225,600	276,900	391,600
62	226,600	277,400	392,100
63	227,600	277,900	392,500
64	228,600	278,400	393,000
65	229,400	278,900	393,300
66	230,400	279,400	
67	231,400	279,900	
68	232,400	280,400	
69	233,400	280,900	
70	234,200	281,400	
71	235,000	281,900	
72	235,800	282,400	
73	236,600	282,900	
74	237,400	283,400	
75	238,200	283,900	
76	239,000	284,400	
77	239,500	284,900	
78	240,300	285,400	
79	241,100	285,900	
80	241,900	286,400	
81	242,700	286,900	
82	243,500	287,400	
83	244,300	287,900	
84	245,100	288,400	
85	245,900	288,900	
86	246,400	289,400	

87	246,900	289,900
88	247,400	290,400
89	247,900	290,900
90	248,400	291,400
91	248,900	291,900
92	249,400	292,400
93	249,900	292,900
94		293,400
95		293,900
96		294,400
97		294,900
98		295,400
99		295,900
100		296,400
101		296,900
102		297,400
103		297,900
104		298,400
105		298,800
106		299,300
107		299,800
108		300,300
109		300,800
110		301,300
111		301,800
112		302,300
113		302,800
114		303,300
115		303,800
116		304,300

117		304,800
118		305,300
119		305,800
120		306,300
121		306,800
122		307,300
123		307,800
124		308,300
125		308,800

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

行政職員給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員に係る職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う常勤職員の主事及び技師の職務に準ずる職務
2級	相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う常勤職員の主事及び技師の職務に準ずる職務

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2及び第204条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項の会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。